

学校法人ものづくり大学コンプライアンス規程

【令和7年3月5日 法も規程第66号】

（目的）

第1条 この規程は、学校法人ものづくり大学（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスに関して必要な事項を定め、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく公益通報者の保護に資するとともに、もって健全で適正な大学運営及び本法人の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、本法人の役員（理事及び監事）及び職員（以下「職員等」という。）が、法令及び本法人が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

（職員等の責務）

第3条 職員等は、本法人の定める基本理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

2 職員等は、この規程のほか、学校法人ものづくり大学就業規則及び学校法人ものづくり大学職員倫理規程に基づき、職務に係る倫理の保持に努め、公正に職務を執行しなければならない。

3 職員等は、職務の遂行にあたって、学生その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るように努めなければならない。

（最高責任者）

第4条 本法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

(総括責任者)

第 5 条 本法人に、最高責任者の命を受け、コンプライアンス推進について総括を行う者として、総括責任者を置き、業務執行理事のうちから理事長が指名した者をもって充てる。

2 総括責任者は、コンプライアンス推進に関する業務を総括するとともに、コンプライアンス事案への本法人の対応を統括する。

(推進責任者)

第 6 条 本法人に、コンプライアンスの推進を図るとともに、コンプライアンス事案への対応を指揮するため、推進責任者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 学部長
- (4) 教務長
- (5) 経営企画本部長
- (6) 事務部長
- (7) 学務部長

(推進担当者)

第 7 条 本法人に、推進責任者の指揮の下、自己の管理・監督する組織等においてコンプライアンスの推進を図るため、推進担当者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学科長
- (2) 教養教育センター長
- (3) 図書館・メディア情報センター長
- (4) ものづくり研究情報センター長
- (5) 課長

(コンプライアンス総括会議)

第 8 条 本法人に、コンプライアンス総括会議（以下「総括会議」という。）を置く。

2 総括会議は、最高責任者の諮問に応じ、コンプライアンス事案の総合的な検証及び防止活動の実施計画に関する総括的な審議を行うとともに、必要に応じて適切な措置を講じる。

- 3 総括会議は、総括責任者及び推進責任者をもって組織する。
- 4 総括会議に議長を置き、総括責任者をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、総括会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育及び研修)

第9条 総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、職員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

(内部監査)

第10条 理事長は、必要に応じ、コンプライアンス事案に係る内部監査を実施するものとする。

2 総括責任者及び推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、コンプライアンス事案の防止活動の充実に努めなければならない。

(報告)

第11条 職員等は、コンプライアンス事案を把握した場合、速やかに推進担当者にその内容を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた推進担当者は、当該コンプライアンス事案について、速やかに推進責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた推進責任者は、当該コンプライアンス事案について、速やかに総括責任者に報告しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、職員等は、法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令違反行為等を発見したときは、理事長、業務執行理事及び監事に報告することができる。

5 職員等は、前項の報告を行う場合において、その報告内容により直接監事に報告することができる。

6 第1項及び第2項の場合において、報告を行わない合理的な理由があるときは、その報告に代えて、次条の規定により通報し、又は第14条の規定により相談及び苦情の申し出を行うことができる。

(通報)

第 12 条 職員等は、コンプライアンス事案を把握したときは、その旨を次の各号に掲げるコンプライアンス窓口に通報することができる。

(1) 事務部総務課

(2) 本法人が指定する外部機関

2 コンプライアンス窓口への通報及び相談等については、学校法人ものづくり大学公益通報等に関する規程に定めるところによる。

(情報提供)

第 13 条 職員等以外の者は、当該コンプライアンス事案に係る情報提供を目的として、前条各号に掲げるコンプライアンス窓口を利用することができる。

(申し出)

第 14 条 職員等及び学生は、コンプライアンス事案のうち、ハラスメント等に関するについて、次の各号に掲げるハラスメント窓口に相談又は苦情の申し出をすることができる。

(1) 事務部総務課

(2) 本法人が指定する外部機関

(3) 学務部学生課（学生の窓口）

2 ハラスメント等に関する相談及び苦情の申し出については、ハラスメントの防止に関する規程に定めるところによる。

(窓口の連携)

第 15 条 第12条及び第14条に掲げる窓口（以下「各窓口」という。）は、コンプライアンス推進の目的のため、適切に連携を図るものとする。

2 各窓口を所掌する推進責任者等は、通報又は申し出等（以下「通報等」という。）を受けたときは、当該コンプライアンス事案について、速やかに総括責任者へ報告しなければならない。

(報告者の責務)

第 16 条 コンプライアンス事案に係る報告、通報等を行う者（以下「通報者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(教職員等に係る調査の手続)

第 17 条 第11条第3項又は第15条第2項の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者に調査を要請するものとする。ただし、総括責任者が直轄の委員会を新たに設置するなど、自ら調査を行うことを妨げない。

2 推進責任者又は総括責任者は、前項の調査を行うにあたり、必要に応じて、専門的な知見を有する学外者の参画を得るなど、その客観性及び公正性を確保するよう努めるものとする。

3 推進責任者は、第 1 項の調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

4 職員等は、第 1 項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。

5 総括責任者は、第 1 項の調査の結果に基づき、理事長に対して、コンプライアンス事案の事実関係に係る報告及び再発防止策に関する具申等の適切な対応をとるものとする。

6 理事長は、第 1 項の調査の結果により必要と認める場合には、懲戒委員会規程に定めるところにより、懲戒委員会を設置する。

7 その他各窓口の運営及び調査の手続等については、各窓口を設置する根拠となる規則の定めるところによる。

(学生に係る調査の手続)

第 18 条 学生に係るコンプライアンス事案については、教務長の責任において、教育的な配慮に立ちつつ、調査を適切に実施するとともに、その結果に基づき、必要な教育指導を行うものとする。

2 教務長は、前項の調査の結果により懲戒の対象となりうる行為があると認めた場合は、ものづくり大学学生の懲戒規程に基づき、学長に報告し適切な対応をとらなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第 19 条 職員等は、コンプライアンス事案の通報等を行ったこと又は当該事案に係る調査に協力したこと等を理由として、通報者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者（以下「通報者等」という。）に対して不利益な取扱い等をしてはならない。

2 通報者等は、前項に違反する取扱いを受けたと思料するときは、総括責任者に救済を図るよう申し立てることができる。

3 総括責任者又は推進責任者は、第1項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本法人が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、前項の申立ての内容が事実であると認めるときは、本法人が取り得る限りの救済のための適切な措置をとるものとする。

（被通報者等に対する配慮）

第20条 職員等は、通報等の対象となった者並びに当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者（以下「被通報者等」という。）の名誉、プライバシー等を不当に侵害してはならない。

2 総括責任者又は推進責任者は、前項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本法人が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、通報等に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者等の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他被通報者等の名誉を回復するために本法人が取り得る限りの必要な措置を講じるものとする。

（秘密保持義務）

第21条 職員等は、通報者等を特定させる情報、その他当該コンプライアンス事案について知り得た秘密を正当な理由無く漏らしてはならない。本法人の構成員でなくなった後も、同様とする。

2 職員等は、職員等以外の者が、通報者等を特定させる情報、その他当該コンプライアンス事案について知り得た秘密を正当な理由無く漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 職員等は、正当な理由無く、通報者等を特定しようとしてはならない。

4 総括責任者又は推進責任者は、前3項の規定に関する十分な配慮がなされるよう本法人が取り得る限りの必要な措置を講じるとともに、前3項の規定に違反する事実を認めたときは、本法人が取り得る限りの救済のための適切な措置をとるものとする。

（理事長が行う措置）

第22条 理事長は、第17条第5項に基づく具申を受けたとき、又は、第17条第6項及び第18条第2項に基づく懲戒の対象となりうる行為があると認めたときは、必要に応じ当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等の必要な措置を講じなければならない。

（説明責任の履行）

第 23 条 コンプライアンス事案については、法令に基づいて関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的影響あるいは教育的配慮を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

（雑則）

第 24 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第 25 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。